



第5号様式(第8条関係)

鴨川市指令第768号

## 許 可 証

住 所 千葉県鴨川市浜荻430番地1  
氏 名 有限会社 妻本商店  
代表取締役 妻本 竜志

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成30年2月28日

鴨川市長 亀田 郁夫



1 営業所等の所在地	鴨川市浜荻430番地1
2 許可の業称 許可番号	一般廃棄物収集運搬業 (積替え、保管を行わない) 鴨川市許可第5号
3 廃棄物の種類	鴨川市一般廃棄物処理業の許可等の取扱いに関する要綱(平成17年10月4日告示第231号)第2条第1項に規定する許可対象一般廃棄物のうち、次のとおりとする。 (1) 事業系一般廃棄物 (2) 家庭ごみのうちの一時多量ごみ (3) 特定家庭用機器再商品化法対象物
4 営業区域	鴨川市内
5 許可の期間	自 平成30年 4月 1日 至 平成32年 3月 31日
6 更新・変更の状況	平成24年 3月 26日 更新 平成26年 2月 13日 更新 平成28年 3月 2日 更新 平成30年 2月 28日 更新
7 許可条件	1 収集ルートを確認し、交通規則及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法規を遵守すること。 2 収集運搬において、一般廃棄物の取扱いに留意するとともに、環境保全に努めること。 3 収集車両には、規定の表示をし、収集した一般廃棄物は、本市行政区域外に搬出しないこと。ただし、特定家庭用機器再商品化法対象物を特定家庭用機器再商品化法に基づく指定取引場所まで運搬する場合を除く。 4 他市町村にて収集した一般廃棄物は本市行政区域内に搬入しないこと。